

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 労災の休業補償はいつまで？期間と打ち切りのポイント
 - 従業員が仕事中に怪我！会社が直後にすべき法的対応と3つの義務
 - 債務整理のデメリットとは？生活への影響や対処法を解説
 - 人身事故を起こしたら？免停・免取になるケースと適切な対処法

労災の休業補償はいつまで？期間と打ち切りのポイント

労災の休業補償には期間制限がなく、原則として補償の要件が満たされる限り補償期間が続きます。

休業補償を受け取るための要件は、以下の3点です。

休業補償を受け取るための要件

- ✓ 業務上または通勤による負傷・疾病であること
- ✓ 療養のために労働することができない場合であること
- ✓ 賃金をうけていない場合であること

この3点を満たす場合、休業の4日目から期間の上限なく、国から労災保険による休業補償給付を受け取ることができます。

そして、負傷または疾病が治癒又は改善して労働できる状態になれば、上記の「療養のために労働することができない場合」という要件を満たさなくなるため、休業補償はそこで終了（打ち切り）となります。

休業補償の内容と待機期間

国から支払われる休業補償金は、業務上の事故による休業補償給付（給付基礎日額の60%）と休業特別支給金（20%）の合計で計算されます。

したがって、大まかに言って、事故当時の自分の給料の約80%分の補償が支払われると理解できます。

また、休業補償給付の対象にならない休業3日目までの期間は「待機期間」と呼ばれます。

この待機期間については、業務上の理由による傷病であれば、会社から労働基準法に基づき平均賃金の60%以上の休業補償が出されます。

休業補償が打ち切り・切り替えになる場合

傷病が治癒し、労働できる状態になった場合は、前述の通り休業補償は打ち切りとなります。

ただし、治癒の結果、身体に障害が残ってしまった場合には、休業補償は障害（補償）給付（第1級～第7級の場合は年金、第8級～第14級の場合は一時金）に切り替わって補償が続くことがあります。

さらに、療養開始後1年6か月経過しても傷病が治癒しない場合で、かつ、傷病が重い傷病等級第1級から第3級に該当する場合には、休業補償は傷病（補償）年金に切り替わります。

休業補償期間中の注意点

休業補償期間中に出勤したとしても、必ずしも打ち切りになるわけではありません。

弁護士法人 デイライト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス 東京都渋谷区渋谷 3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SSビル 7・8F
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC
1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814



この記事について
のお問い合わせは、
い北御門までお気軽にどうぞ。



リハビリなどのために短時間のみ出勤し、「療養のために労働できない」状態が続いていると認められれば、休業補償は継続します。

ただし、働いていない時間に対しても会社から一定の賃金が支払われている場合は、休業補償の要件を満たさなくなることがあります。

また、労働基準法により、労災で休業している従業員に対しては、休業期間中及びその後30日間は、原則として会社から解雇できないと定められています。

労災制度は複雑であるため、不明な点がある場合は、**早いうちに労災制度に詳しい弁護士へ相談し**、不安を解消することが強くお勧めされます。

詳しくは以下のページをご覧ください。

労災の休業補償の期間はいつまで？弁護士がわかりやすく解説

<https://www.daylight-law.jp/rousai/qa/qa4/>

従業員が仕事に怪我！会社が直後にすべき法的対応と3つの義務

従業員が業務中に怪我をした場合、会社としては、動揺してしまうかもしれませんが、以下の対応を順序立てて行う必要があります。

① 最優先：負傷者の救護

② 法的義務：労働基準監督署への報告

③ 手続き協力：労災保険の申請協力

④ 将来のリスク管理：損害賠償責任への対応



①最優先：負傷者の救護(人命救助)

何よりもまず、**負傷した従業員の安全確保と救護措置が最優先です**。

迅速な119番通報や応急手当、医療機関への搬送が、従業員の命を救い、症状の悪化を防ぐことに繋がります。

「外傷がないから大丈夫だろう」「本人が平気だと言っている」といった自己判断は非常に危険です。

救護を怠ったまま業務を継続させ、後に症状が重篤化したり、最悪の場合、死亡に至ったりした場合には、会社の「安全配慮義務違反」が厳しく問われる可能性があります。

②法的義務：労働基準監督署への報告

労働災害により、従業員が(死亡または)休業する事態となった場合

会社は法律に基づき「**労働者死傷病報告**」を所轄の**労働基準監督署長に提出する義務**があります。

休業4日未満の場合：労働者死傷病報告(休業4日未満)

休業4日以上または死亡の場合：労働者死傷病報告(休業4日以上・死亡)

これを怠ったり、虚偽の報告をしたりすると、いわゆる「労災隠し」として労働安全衛生法違反に問われ、50万円以下の罰金が科される可能性もあります。

③手続き協力：労災保険の申請協力

従業員が労災保険を利用して治療を受けたり、休業(補償)給付を受けたりする場合、**会社は申請書に「事業主の証明」を行うなど、手続きに協力する必要があります**。

(※先ほどの「労働者死傷病報告(会社の義務)」とは別の、従業員の給付申請手続きです)

④将来のリスク管理：損害賠償責任への対応

労災保険は、治療費や休業補償は行いますが、「慰謝料」は支払われません。

もし、事故の発生原因に会社側の安全配慮義務違反(例：機械の整備不良、危険な作業環境の放置、必要な教育・訓練の不足など)や過失が認められる場合、会社は従業員(またはご遺族)に対し、労災保険とは別に**損害賠償責任(慰謝料や、労災保険でカバーされない損害)を負うことになります**。

会社の責任の有無やその程度は、事故の具体的な状況や、会社がどれだけ安全対策を講じていたかによって変わります。

また、従業員側に不注意(過失)があった場合には、賠償額が減額される(過失相殺)ことも考慮されます。

労災発生時の不安は、早期に弁護士へ相談を

従業員が業務中に怪我をされた場合、会社は法的な義務を負うだけ

でなく、将来的に民事上の損害賠償請求を受けるリスクも抱えることになります。



「うちの会社に責任はあるのか?」「今後どのような請求が予想されるか?」「従業員やご家族に、どう説明・対応すべきか?」

こうしたご不安がある場合、自己判断で対応を進めるのは危険です。

労災事故に詳しい弁護士に早めに相談し、法的な見通しを立て、初期対応(証拠の保全、事実関係の調査)について助言を受けることが、後の紛争を未然に防ぎ、会社のダメージを最小限に抑えることに繋がります。

債務整理のデメリットとは?生活への影響や対処法を解説

債務整理とは?

債務整理は、将来利息のカット(任意整理)、借金の減額(個人再生)、または借金自体の免除(自己破産)といった法的な手段により、返済の苦しみから解放され、生活を立て直すための強力な手段です。

ただし、こうしたメリットを得るためには、知っておくべきいくつかのデメリットも存在します。

債務整理のデメリットとは?

債務整理全般に共通するデメリットとして、

- ① ブラックリストに登録される：一定期間、新たな借入れ、ローン、クレジットカードの作成が難しくなります。
- ② 保証人に影響が及ぶ：個人再生や自己破産では債権者から保証人に請求が行くことがあります(任意整理では対象から外すことで回避可能)。
- ③ 弁護士費用がかかる：専門家に依頼する費用が発生します。

さらに、種類ごとのデメリットも加わります。

任意整理：交渉次第で大幅な借金減額はあまり期待できません。

個人再生・自己破産：全ての債権者を平等に扱わなければなりません。

また、手続きをしたことが官報に掲載されます。

個人再生：安定した収入がなければ利用できません。

自己破産：生活に必要な最低限の資産しか残せず、一定期間、職業や資格が制限されます。

また、自由に居住地を離れることができない、郵便物が破産管財人に転送されるといったデメリットもあります。

債務整理が生活に与える影響

債務整理をすると、ブラックリスト登録によりクレジットカードは基本的に使えなくなりますが、デビットカードの利用や現金払いの徹底で対処できます。

また、車のローンが残っている場合、個人再生や自己破産では車を引き上げられる可能性が高いですが、任意整理であれば手元に残せる可能性があります。

ローンが残っていないくても自己破産では処分される可能性がありますが、個人再生や任意整理なら残せるケースが多いです。

家族や会社にバレずに手続きを進めたい場合は、官報掲載がなく提出書類も少ない任意整理が最も可能性が高いです。

携帯電話については、滞納や携帯会社での機種代の分割がなければ使い続けられ、新規契約も一定期間経過後には可能です。

住宅ローンは、事故情報が消えるまで組むことはできませんが、配偶者名義でのローンや親族の資金援助といった対処法が考えられます。

詳しくは以下のページをご覧ください。

債務整理のデメリットとは?生活への影響や対処法を解説

<https://www.daylight-law.jp/debt/qa/qa6/>

人身事故を起こしたら? 免停・免取になるケースと適切な対処法

人身事故を起こしてしまった場合、事故の際の違反行為の内容や被害者のケガの程度、そして加害者の行政処分歴などによって、免許停止(免停)や免許取消し(免取)になる可能性があります。





人身事故で免許停止や免許取消しになるケース

- ・ 専ら加害者の不注意による事故で、被害者の治療期間が15日以上
- ・ 被害者のケガの治療期間が30日以上。危険運転致死傷罪が成立する
- ・ ひき逃げ(救護義務違反)をした
- ・ 事故以前に累積した点数と、今回の事故での点数を合わせると処分基準に該当する

特に、酒酔い運転やひき逃げといった特定違反行為があった場合は、**非常に高い基礎点数が付きます。**

人身事故で免許停止や免許取消しにならないケース

人身事故であっても、加害者の過去3年間の行政処分歴が0回で、被害者のケガの治療期間が15日未満であった場合は、原則として**免許の停止・取消しは行われません。**

人身事故で免許・免取となる流れ

免許・免取が決定すると、**事故後1週間～1か月程度で、自宅に通知文書が送られてきます。**

免許取消し又は90日以上免許停止の場合には、「意見の聴取書」が送られ、指定の日時に出席して意見を述べる機会が与えられます。

60日又は30日の免許停止の場合は、「出頭通知書」が送られてきます。

出頭し、処分が決定すると、その日のうちに免許証を返納することになります。

したがって、出頭する際は、帰りに自分で運転しなくても済むよう公共交通機関を利用するなどの対応が必要です。

免許の場合は、免許の講習を受けることで、免許停止の期間を短縮することができます。

特に30日の免許期間は、講習により最短1日にまで短縮が可能です。

人身事故では罰金や民事上の責任の可能性も

免許・免取は行政上の責任ですが、人身事故を起こすと、これ以外にも**民事上の責任と刑事上の責任も負うことになります。**

民事上の責任として、被害者に対し、慰謝料や治療費、逸失利益など多岐にわたる損害賠償をする義務が生じます。

人身事故の免許・免取への対処法

免許・免取の処分を少しでも軽減したい場合は、「意見の聴取」の場で、**自分に有利な事情や証拠を提出して主張することが考えられます。**

また、人身事故後は、民事・刑事の両面で専門家によるサポートが不可欠です。

交通事故に強い弁護士に相談すれば、交渉窓口となり、**賠償額が最も高額になる弁護士基準で損害賠償を請求**してくれます。

刑事事件に強い弁護士に相談すれば、警察の対応、被害者との示談交渉や、起訴や逮捕を回避するサポートを行ってくれます。

詳しくは以下のページをご覧ください。

人身事故で免許・免取になるケース・ならないケース

<https://www.daylight-law.jp/accident/qa/qa458/>

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 北御門 晋作

e-mail info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル **0120-783-645**

24時間 365日 電話受付